

おくやみ手続き予約のご案内（令和6年2月1日開始）

謹んでお悔やみ申し上げます。亡くなられた後の手続きに必要な主な持ち物は下記のとおりです。 ※亡くなられた方の状況によってはご案内している以外に必要な物が発生する場合がありますのでご了承下さい。原則、死亡届を出された窓口にて手続きを行っていただきますが、市内すべての窓口でも手続きは可能です。

手続きの際には2日前（土・日・祝日を除く）までに来庁窓口へ電話予約をお願いします。

（例えば・・・金曜日来庁の場合→水曜日までに 月曜日来庁の場合→木曜日までに）

※なお、戸籍に死亡が記載されるのは死亡届の提出から1～2週間後となりますのでご注意ください。

予約の際には葬祭日、喪主、相続代表人の氏名・住所、連絡先をお知らせください。

相続代表人とは…複数の相続人を代表して、相続財産となる税金や保険料、医療費の納付や給付などのお手続きをしていただく方です。

予約先の電話番号			
北房振興局	0866-52-2113	落合振興局	0867-52-1111
市民課	0867-42-1112	勝山振興局	0867-44-2925
美甘振興局	0867-56-2611	湯原振興局	0867-62-2011
蒜山振興局	0867-66-2510		

市役所へ返却いただく物（手元に無くても手続きは可能です）

健康保険被保険者証（国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入されていた方）、介護保険被保険者証、年金証書、印鑑登録証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、市役所から交付された各種受給者証や高齢・障害サービス関係の利用券 など

ご遺族にお持ちいただく物

来庁される方の本人確認書類（※公的機関が発行している有効期限内のもの）

- ・ 1点でよいもの（写真付きのもの）



例：マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など

- ・ 2点必要なもの（写真付きではないが、氏名が確認できるもの）

例：被保険者証（健康保険、介護保険）、各種年金証書など



委任状（戸籍、住民票請求手続きを代理の方が行う場合は委任状が必要になります。）



戸籍謄本（全部事項証明）※真庭市に戸籍の無い方



マイナンバーカード（年金請求者…生計同一関係のある以下の優先順位）

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族



預貯金通帳（喪主、相続人代表、年金請求者）



印鑑（届出人、相続人代表、喪主）※認印可、シャチハタ不可

※署名をすれば原則不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります。

※手続き一覧につきましては、別紙＜死亡後の手続きのご案内＞をご覧ください。